

東京都母子保健運営協議会の概要

1 背景

平成9年4月1日に母子保健法等が改正され、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては原則として市町村に委譲され、市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとされた。

このため、国は「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」を定め、その中で都道府県に協議会を設置することとしている。

2 目的

東京都全域の母子保健施策の充実強化及び総合的で効果的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について協議し、施策に反映させることを目的とする。

3 根拠

- (1) 母子保健法第5条
- (2) 母子保健施策の実施について <平成8年11月20日 厚生省児童家庭局長通知>
- (3) 東京都母子保健運営協議会設置要綱 <平成9年7月14日 9衛健母第493号>

4 設置時期

平成9年7月1日

5 委員構成（要綱第3条）

- (1) 学識経験者 10名以内
- (2) 関係団体の代表者 5名以内
- (3) 関係行政機関の職員 10名以内

※ 平成29年度委員内訳（計16名）

- | | |
|----------|---------------------------|
| ア 学識経験者 | 8名 |
| イ 関係団体 | 3名（医師会・歯科医師会・産婦人科医会） |
| ウ 関係行政機関 | 5名（区・市・町村各1名、都保健所・教育庁各1名） |

6 協議事項（要綱第2条）

- (1) 東京都における母子保健施策の在り方
- (2) その他福祉保健局長が必要と認める事項

7 開催回数

年1回

8 過去5年間の議題

年 度	議 題
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における母子保健事業の動向、母子保健事業評価部会報告 ・小児救急相談について ・関東甲信越地区母子主管課長会議 ・その他：東京都児童福祉審議会提言、地域主権戦略大綱に基づく権限委譲について、東京都子供家庭総合センターの開設
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における母子保健事業の動向、母子保健事業評価部会報告 ・小児救急相談について ・平成 26 年度の東京都の事業展開（妊娠適齢期等に関する普及啓発、妊婦健康診査未受診者対策、小児慢性特定疾患治療研究事業、特定不妊治療費助成事業） ・その他：東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における母子保健事業の動向、母子保健事業評価部会報告 ・小児救急相談について ・平成 26 年度の妊娠期に関する取組状況（生涯を通じた女性の健康支援事業、妊婦健康診査未受診者対策、東京都母子保健事業評価部会 議事報告） ・平成 27 年度の東京都の主な事業展開（妊娠期からの切れ目ない支援、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成、小児慢性特定疾病の新制度） ・その他：「居住実態が把握できない児童」に関する調査について、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 10 次報告）
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における母子保健事業の動向、母子保健事業評価部会報告 ・妊娠期からの切れ目ない支援について（出産・子育て応援事業、「東京都母子保健事業評価部会」議事報告） ・その他の主な事業と実績（妊娠適齢期等に関する普及啓発、妊娠相談ほっとライン、妊婦健康診査未受診者対策） ・東京都の各種相談事業・研修について ・その他：東京都子供・子育て支援総合計画について、子ども虐待による死亡事例検証結果等について（第 11 次報告）の概要、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、東京都歯科保健目標「いい歯東京」達成度調査報告書について
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における母子保健事業の動向、母子保健事業評価部会報告 ・妊娠・出産に関する支援の取組状況（妊娠期からの切れ目ない支援「子育て世代包括支援センター」「出産・子育て応援事業」等事業と実績）について ・東京都の各種相談事業・研修について ・その他：児童福祉法等の一部改正について、子ども虐待による死亡事例検証結果等について（第 11 次報告）の概要、東京都児童福祉審議会提言 家庭的擁護の推進について、平成 29 年度東京都予算案について等

東京都母子保健運営協議会・母子保健事業評価部会の概要

<背景>

平成9年4月に母子保健法等が改正され、住民に身近で頻度の高い保健サービスは原則として市町村に委譲され、市町村において一元的かつきめ細やかな対応を図ることとされた。このため、国は「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」を定め、その中で都道府県に協議会を設置することとしている。

東京都母子保健運営協議会

「東京都母子保健運営協議会設置要綱」

東京都における母子保健施策を充実強化し、総合的かつ効果的に推進するために設置する。専門の事項を検討するために、必要に応じて運営協議会に部会を置くことができる。

【協議事項】(1)東京都における母子保健施策の在り方
(2)その他福祉保健局長が必要と認める事項

【委員構成】局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）
(1)学識経験者 10名以内 (2)関係団体の代表 5名以内
(3)関係行政機関の職員等 10名以内

母子保健事業評価部会

「母子保健事業評価部会設置要綱」

東京都母子保健運営協議会に母子保健事業評価部会として設置する。部会長は、必要があると認めるときは、作業班を設置することができる。

【検討事項】(1)区市町村の母子保健事業実施状況に係る事項
(2)母子保健情報の解析・評価及び提供に係る事項
(3)その他福祉保健局長が必要と認める事項

【委員構成】局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）
(1)学識経験者及び関係団体の代表 3名以内
(2)関係行政機関の職員等 12名以内